

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示	教育財務課	1頁
公 告 ○ 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施についての一部を改正する公告	教育総務課	1頁
○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	2頁
○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	2頁

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成28年3月17日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により、親権者がともに市町村民税非課税となる世帯に属する」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第4条第2項第3号に定める保護者等が市町村民税所得割を課されない者である」に改め、同項第2号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）」を「施行令」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について（昭和41年9月7日教育委員会公告）の一部を次のように改正する。

平成28年3月17日

三重県教育委員会

1の規定中「暴風警報」を「暴風警報又は暴風雪警報」に改める。

1の注（ア）中「浸水等」を「浸水、積雪等」に改める。

2の規定中「暴風警報」を「暴風警報又は暴風雪警報」に改める。

3の規定中「暴風警報」を「暴風警報又は暴風雪警報」に改める。

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成28年3月17日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
亀山市立関幼稚園	平成28年3月31日	亀山市立関認定こども園アスレの設置による

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成28年3月17日

三重県教育委員会

名 称	変更しようとする日	名 称 変 更 の 理 由
伊賀市立鞆田小学校	平成28年3月31日	阿山小学校と統合するため

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社